

議案参考資料

[令和元年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第84号 桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等が本来確保しなければならない連携施設について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

- 1 居宅訪問型保育事業を除く家庭的保育事業者等が本来確保しなければならない連携施設を確保しないことができる特例期間を5年間延長します。
- 2 満3歳以上を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、連携施設の確保を不要とします。
- 3 家庭的保育事業等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難なときは、当該連携施設の確保を不要とします。この場合、利用定員が20人以上の企業主導型保育施設又は地方自治体が運営支援を行っている認可外保育施設を卒園後の受皿の提供を行う施設として確保することとします。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

全国では、平成30年4月1日時点で、家庭的保育事業者等のうち連携施設の要件を全て満たしている事業者は約46%にとどまっており、約半数の事業者は連携施設を確保できていない状況です。このような状況を踏まえ、今回の省令の改正となったものです。

参考資料

